

京都市告示第 291 号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成21年10月23日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団洛和会 洛和会みささぎ病院	山科区御陵大津畑町43番地の1	平成21年9月1日
こだまクリニック	上京区新町通丸太町上る春帯町 348番地 ユー・ピー・ディービル1階B号室	平成21年10月1日
上松歯科医院	中京区御池通小川北西角下古城町 398番地 ロイヤルプラザ御池1F	平成21年9月1日
平安調剤薬局	左京区岡崎北御所町11番地の9	平成21年8月28日
ハーティ・ドラッグ マツノキ薬局醍醐店	伏見区醍醐高畑町30番地の7	平成21年8月16日
フラワー薬局 下鳥羽店	伏見区下鳥羽上三栖町133番地	平成21年10月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)